

桑野社労士&FP事務所だより

平成30年3月9日

第96号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

65歳以上の失業保険

高年齢求職者給付金がもらえます

失業保険は、会社を退職した時に受取れる保険のことです。年齢によってその呼び方と支給内容が、異なります。

65歳未満の方：基本手当

65歳以上の方：高年齢求職者給付金

必要加入期間と一時金

高年齢求職者給付金を受け取るためには、退職の前に6か月以上の雇用保険加入期間が必要です。

高年齢求職者給付金は、次の加入期間の区分によって、一時金として一括で受け取ります。なお、65歳未満の方の基本手当は、90～330日分で28日分ずつ支給されます。

この高年齢求職者給付金は、必要な要件(雇用保険への通算6か月以上の加入)を満たせば、何回でも受取ることができます。また、年金との調整はなく、支給停止等の措置はありません。



加入期間	支給日数(月20万円の場合)
6か月以上1年未満	30日分(142,170円)
1年以上	50日分(236,950円)

手続きはハローワークで

高年齢求職者給付金の手続きは、ハローワークで行います。まず、先に「求職の申込み」を行います。これは、65歳未満の方の基本手当の手続きと同じで、“働く意思の表明”です。求職登録用紙に必要事項を記入し、職

員が確認後にハローワークカードを作成し、それを受取ります。

必要な書類は、次のとおりです。

- 雇用保険被保険者離職者票-1、雇用保険被保険者離職者票-2
- 個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載のある住民票など)
- 本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、官公署が発行した身分証明書・資格証など)
- 写真(3cm×2.5cm)
- 印鑑
- 本人名義の普通預金通帳(キャッシュカードでも可)

待機期間と給付制限

支給日は、次のように退職理由によって異なります。

離職理由	定年、解雇・期間満了	自己都合・懲戒解雇
支給まで	手続き後、7日の待機期間+認定日後	手続き後、7日の待機期間+3か月の給付制限+認定日後
受給期間	離職の日の翌日から1年間	

手続きの流れ

求職の申込み ⇒ 7日間の待機期間 ⇒ (自己都合の場合) 3か月の給付制限期間 ⇒ 認定日に失業状態であることの確認 ⇒ 認定日からおおよそ5営業日以内に一括で支給

65歳以降でも雇用保険は加入できます

平成29年1月1日から、65歳以降に再就職した場合でも、雇用保険に加入できるようになりました。そして、雇用保険料は、平成31年度まで免除です。

(裏面に続く)

労働関係の終了

労働関係の終了とは、労働者が何らかの形で会社を辞め、雇用関係を消滅させることです。終了の形は、次のようなものがあります。

- ① 任意退職—労働者の一方的な意思表示または労使合意により、労働関係を終了させること。
- ② 自動終了—労働契約期間の満了、定年や休職期間の満了、労働者の死亡など
- ③ 解雇

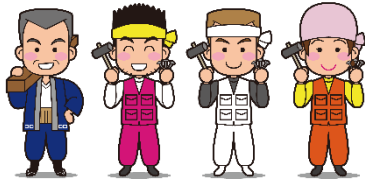
退職

労働者の意思表示による退職については、労働基準法上の規定はありませんので、就業規則等の規定によることになります。その規定もなければ、民法によります。民法では、退職はその意思表示から2週間を経過することによって、効力を生じることになります(民法第627条)。ただし、月給制のように賃金が期間によって定められている場合は、次期以降について当期の前半に行うこと(3月31日に退職したい場合は、3月15日までに申し出る)とされています。



定年

定年制は、労働者がその年齢に達した時に、自動的に労働契約が終了する制度です。なお、その年齢に達した月末や年度末に終了する場合も、同じです。



高年齢者雇用安定法第8条では、定年の定めをする場合は60歳を下回することはできず、65歳までの安定的な雇用を確保するため、次のいずれかの措置を取らなければなりません。

- ① 定年年齢を65歳まで引き上げること
- ② 65歳までの継続雇用制度の導入
- ③ 定年制度の廃止

休職期間の満了

「休職」とは、一般的に私傷病など労働者側の事情により、相当期間就業できないと見込まれる場合、在職したまま一定期間の就業義務を免除する制度で

す。就業規則等で「休職期間が満了しても復職できない場合は退職とする。」旨の規定が設けられている場合には、定年と同様に労働契約が自動的に終了することになりますが、実態に即して判断する必要があります。

退職時の証明(労働基準法第22条)

労働者が退職した場合で、使用期間等次の項目について証明書を請求した時は、使用者は遅滞なく交付しなければなりません。①使用期間、②業務の種類、③その事業における地位、④賃金、⑤退職の事由(解雇の場合には、その理由)。

労働者が解雇の予告をされた日から、退職の日までの間に解雇の理由について証明書を請求した時は、使用者は遅滞なく交付しなければなりません。なお、退職証明書、解雇理由証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはなりません。

(次号に続く)

事務所からひとこと



3月の初め、宇治市の平等院を訪れた。宇治の地は、「源氏物語」の「宇治十帖」の舞台であり、平安時代初期から貴族の別荘が営まれていた。また、平等院は10円玉の裏側に用いられ、「古都京都の文化財」として世界遺産に登録されている。そして、世界遺産登録以降、海外にもその名が轟いたのか、この日も多くの外国の方が、見学に訪れていた。

平等院は永承7年(1052年)、関白・藤原頼通によって父・道長の別荘を、寺院に改め創建された。その翌年・天喜元年(1053年)に、阿弥陀如来を安置する阿弥陀堂が建立され、その建物が現在鳳凰堂と呼ばれている。経典に描かれる浄土の宮殿をイメージした優美で軽快な建物です。庭園は浄土式の借景庭園として史跡・名勝に指定されている。

他にも、やまと絵風来迎図、梵鐘、鳳凰一對など平安時代の多くの文化財が伝えられています。特に、11世紀の雲中供養菩薩像52軀は、いずれも雲に乗り、様々な楽器を奏で舞うなど、伸び伸びと繊細に彫りあげられています。(パンフレットより)